

## 5-2 健康保険

### 5-2-1 健康保険の概要

#### (1) 適用事業所

##### ① 強制適用事業所

次の事業所には、健康保険が強制的に適用されます。

ア 国、地方公共団体、法人の事業所で、常時労働者を使用するもの

(使用している労働者の人数は無関係)

イ 常時5人以上の労働者を使用し、法定16業種(健康保険法第3条第3項に掲げられている)を

営む個人経営の事業所

法定16業種とは、次のものをいいます。

①	物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
②	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
③	鉱物の採掘又は採取の事業
④	電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
⑤	貨物又は旅客の運送の事業
⑥	貨物積卸しの事業
⑦	焼却、清掃又はとさつの事業
⑧	物の販売又は配給の事業
⑨	金融又は保険の事業
⑩	物の保管又は賃貸の事業
⑪	媒介周旋の事業
⑫	集金、案内又は広告の事業
⑬	教育、研究又は調査の事業
⑭	疾病の治療、助産その他医療の事業
⑮	通信又は報道の事業
⑯	社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業

したがって、株式会社、有限会社などの法人には強制適用されますし、例えば個人経営で物品販売業を営んでおり常時労働者が5人以上の事業所などにも、強制適用されることになります。

##### ② 任意適用事業所

任意適用事業所とは、労働者を使用している事業所で、上記の強制適用事業所以外の事業所のことです。

具体的には、次のようなものです。

ア 個人経営で、法定16業種を営み、常時使用労働者が5人未満の事業所

イ 個人経営で、法定16業種以外の事業を営む事業所

(使用している労働者の人数は無関係)

法定16業種以外の事業には、次のようなものがあります。

- i 第一次産業（農林、水産、畜産業）
- ii 接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店、映画館、理容業など）
- iii 法務業（弁護士、税理士、社会保険労務士などの事業所）
- iv 宗教業（神社、寺院、教会など）

任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて（この認可を受けようとするときは、被保険者となるべき者の2分の1以上の同意を得て申請しなければなりません）、健康保険が適用される事業所にすることができます。

## （2）標準報酬月額と標準賞与額

健康保険では、「**標準報酬月額**」と「**標準賞与額**」というものを設定し、保険料の額や保険給付の額を計算します。

標準報酬月額とは、「被保険者が事業主から労働の対償として受けるすべてのもののうち、臨時に受けるものと3月を超える期間ごとに受けるものを除いたもの（これを「報酬」といい、毎月の給料などが該当します）」の月額を区切りのよい幅で区分したものです。標準報酬月額は、**第1級の5万8千円**から、**第47級の121万円**までの**47等級**に区分されています。

また、標準賞与額とは、被保険者が事業主から労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるもの（これを「賞与」といい、年2回の賞与などが該当します）から千円未満を切り捨てたものです。この標準賞与額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの累計540万円を上限としており、540万円を超えた場合は540万円になります。

標準報酬月額の決定方式には、①**定時決定**、②**資格取得時決定**、③**随時改定**、④**育児休業等終了時改定**の4つがあり、有効期間（標準報酬月額として使用される期間）がそれぞれ異なります。

### ① 定時決定

被保険者が事業所から受ける報酬は、昇給などで変動します。そこで、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、**毎年1回**、決まった時期に標準報酬月額の見直しをすることとしており、これを定時決定といいます。

具体的には、**7月1日**現在の被保険者について、4月・5月・6月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分にあてはめて、**その年の9月から翌年の8月まで**の標準報酬月額を決定します。

なお、報酬を支払う基礎となった日数が、17日未満の月については、標準報酬月額の計算から除くことになっています。

また、次のアまたはイの該当者には、その年だけ定時決定が行われません。

- ア 6月1日～7月1日の間に被保険者資格を取得した者  
(資格取得時決定によって標準報酬月額が決まるから)
- イ 7月～9月までのどこかで、随時改定・育児休業等終了時改定によって標準報酬月額が改定された者  
(随時改定・育児休業等終了時改定によって標準報酬月額が決まるから)

## ② 資格取得時決定

新規に被保険者の資格を取得した人の標準報酬月額は、次の方法によって決めます。

- ア 月給・週給など一定の期間によって定められている報酬については、その報酬の額を月額に換算した額
- イ 日給・時間給・出来高給・請負給などの報酬については、その事業所で前月に同様の業務に従事し、同様の報酬を受けた人の報酬の平均額
- ウ アまたはイの方法で計算することのできないときは、資格取得の月前1ヶ月間に同じ地方で同様の業務に従事し、同様の報酬を受けた人の報酬額
- エ アからウまでの2つ以上に該当する報酬を受けている場合には、それぞれの方法により算定した額の合計額

決定された標準報酬月額の有効期間は、1月1日～5月31日の間に被保険者資格を取得した者についてはその年の8月31日まで、6月1日～12月31日の間に被保険者資格を取得した者については翌年の8月31日までです。

## ③ 随時改定

被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定が行われるまでは変更しませんが、報酬の額が著しく変動すると、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、被保険者が実際に受けている報酬の額に著しい変動が生じ保険者が必要と認めた場合には、標準報酬月額の改定を行うことができるようになっています。これを「随時改定」といいます。

次の3つのすべてにあてはまる場合に随時改定の対象となります。

- ア 昇給・降給などで、固定的賃金に変動があったとき(固定的賃金とは、基本給・家族手当・役付手当・通勤手当・住宅手当など、稼働や能率の実績に関係なく月単位などで一定額が継続して支給される報酬をいいます)
- イ 固定的賃金の変動月以後継続した3ヶ月の間に支払われた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- ウ 3ヶ月とも報酬を支払う基礎となった日数が17日以上あるとき

随時改定は、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた月の翌月から行われます。

改定された標準報酬月額の有効期間は、1月1日～6月30日の間に改定された者についてはその年の8月31日まで、7月1日～12月31日の間に改定された者については翌年の8月31日までです。

#### ④ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した被保険者が、育児休業等終了後になお3歳未満の子を養育しており、かつ、育児休業等終了日の翌日において使用される事業所に継続勤務している場合には、申し出ることにより、標準報酬月額が改定されます。

育児休業等終了時改定は、育児休業等終了日の翌日から2ヶ月経過した日の属する月の翌月から行われます。

改定された標準報酬月額の有効期間は、随時改定と同様、1月1日～6月30日の間に改定された者についてはその年の8月31日まで、7月1日～12月31日の間に改定された者については翌年の8月31日までです。

### (3) 保険料

保険料は、被保険者である期間の各月について徴収されます。

保険料の額は、被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率（一般保険料率＋介護保険料率）をかけた額となります。

政府管掌健康保険（保険者が政府のもの）の一般保険料率は、1000分の82となっており、また、介護保険料率は、1000分の12.3となっています。

政府管掌健康保険の保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。ただし、組合管掌健康保険（保険者が健康保険組合のもの）の場合には、規約の定めで事業主の負担割合を増すことができます。

### (4) 給付対象者

健康保険の給付を受けられるのは「被保険者」と「被扶養者」です。

被保険者とは、健康保険に加入している本人のことです。また、被扶養者とは、被保険者に扶養されている家族のことをいいます。

被扶養者は保険料を負担することなく被保険者と同様に給付を受けるため、その範囲には法律上の制限があります。被扶養者として申請をし、認定を受ける手続が必要となります。

#### ① 被扶養者の範囲

被扶養者には、法律が定める一定の親族のうち、次のような要件を満たす者になることができます。

##### ア 主として生計維持の要件

被保険者によって主として生計を維持されている（生活に必要な費用がまかなわれている）こと

##### イ 主として生計維持の要件＋同一世帯の要件

被保険者によって主として生計を維持されており、かつ、被保険者と同居していること

アの要件だけで被扶養者になれる者（被保険者と同居でも別居でもよい人）は、次の人です。

- i 配偶者（内縁を含む）
- ii 子、孫
- iii 弟、妹
- iv 父母、祖父母などの直系尊属

イの要件によって被扶養者になれる者（被保険者と同居していることも条件の人）は、次の人です。

- i 上記以外の3親等内の親族
- ii 被保険者の内縁の配偶者の父母、連れ子
- iii 被保険者の内縁の配偶者の死亡後の父母、連れ子

② 被扶養者の認定基準

主として生計を維持されている(生活に必要な費用がまかなわれている)状態とは、次のような場合です。

ア 【同一世帯に属している認定対象者の場合】

年収が130万円未満で、被保険者の年収の半分未満の場合

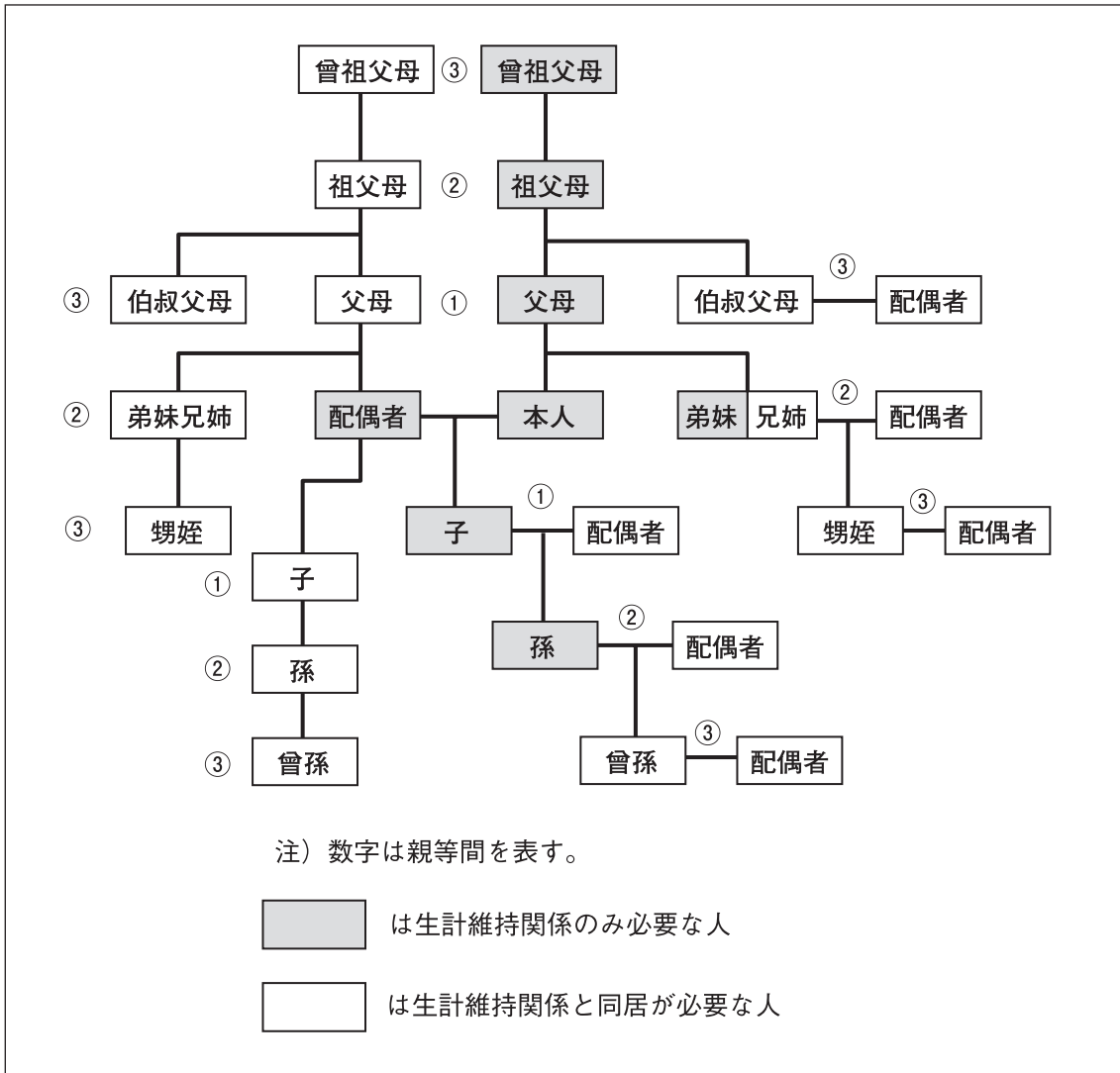
(ただし、年収が被保険者の収入の半分以上であるけれども130万円未満で、被保険者の収入を上回らない場合は、その世帯の生計状況から総合的に考えて、被保険者の収入がその世帯の中心をなしていると認められれば、被扶養者となり得る)

イ 【同一世帯に属していない認定対象者の場合】

年収が130万円未満で、被保険者からの仕送額(援助額)より少ない場合

上記ア・イともに、認定対象者が「60歳以上の高齢者」または「障害者」である場合には、上記「130万円未満」という基準が「180万円未満」に緩和されます。

【3親等の家族図(被扶養者の範囲)】



## (5) 保険給付の概要

健康保険の保険給付には、次のようなものがあります。

【健康保険の法定給付一覧表】

			対象者		
			本人（被保険者）	家族（被扶養者）	
保 險 事 故	疾 病 ・ 負 傷	病 気 や ケ ガ を し た と き	療養の給付	家 族 療 養 費	
			入院時食事療養費、 入院時生活療養費		
			保険外併用療養費		
			療養費	家 族 移 送 費	
			移送費		
	高 額 療 養 費				
			在 宅 療 養 患 者 が 訪 問 看 護 サ ー ビ ス を 利 用 し た と き	訪問看護療養費	家族訪問看護療養費
		病 気 や ケ ガ で 働 け な い と き	傷病手当金	—	
	死 亡	死 亡 し た と き	埋葬料・埋葬費	家族埋葬料	
	出 産	出 産 し た と き	出産育児一時金	家族出産育児一時金	
			出産手当金	—	

## 5-2-2 疾病・負傷に関する保険給付

### (1) 療養の給付

被保険者が疾病、負傷した場合には、**療養の給付**が支給されます。

療養の給付は、**保険医療機関又は保険薬局等**において、被保険者に対して直接、**現物給付**の形で行われます(治療など)。

療養の給付とは、以下のようなものです。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護

### (2) 入院時食事療養費

**入院時食事療養費**は、70歳未満の被保険者が、保険医療機関等において入院たる療養の給付と合わせて受けた**食事療養に要した費用**について支給されます。

支給額(A)は、食事療養に要する平均的な費用の額を考慮して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(B)から、**食事療養標準負担額**(C)を控除した額(A=B-C)です。

ただし、実際の給付は、現物給付によって行われています。

### (3) 入院時生活療養費

**入院時生活療養費**は、療養病床に入院する70歳以上の被保険者が、保険医療機関等において入院たる療養の給付と併せて受けた**生活療養に要した費用**について支給されます。また、平成20年4月からは、65歳以上70歳未満の被保険者が療養病床に入院した場合も、同様の取り扱いとなっています。

支給額(A)は、生活療養に要する平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額(B)から、**生活療養標準負担額**(C)を控除した額(A=B-C)です。ただし、実際の給付は、現物給付によって行われています。

### (4) 保険外併用療養費

**保険外併用療養費**は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く)が保険医療機関等から**評価療養**または**選定療養**をうけたときに支給されます。

保険外併用療養費の額は、健康保険適用部分から一部負担金等の自費部分を除いた額となります。ただし、実際の給付は、現物給付によって行われています。

評価療養(自費部分)	選定療養(自費部分)	健康保険が適用されない部分
<b>保険外併用療養費</b>	<b>保険外併用療養費</b>	
一部負担金に相当する額 食事療養標準負担額 (又は生活療養標準負担額)	一部負担金に相当する額 食事療養標準負担額 (又は生活療養標準負担額)	健康保険適用部分

**評価療養**とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養等で、療養の給付の対象とすべきか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養のことです。

また、**選定療養**とは、次の療養をいいます。

- ① 特別の療養環境の提供
- ② 前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯に使用する金合金又は白金合金の支給
- ③ 病床数が200床以上の病院について受けた初診
- ④ 予約に基づく診察
- ⑤ 保健医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
- ⑥ 金属床による総義歯の提供
- ⑦ 薬事法に規定する治験（人体に直接使用される医薬品に係るものに限る）に係る診療
- ⑧ 齲蝕に罹患している患者（齲蝕多発傾向を有しないものに限る）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理

#### (5) 療養費

健康保険では、原則として、療養の給付を行うこととなりますが、**現物給付を行う医療機関がない場合**や**保険医療機関で医療を受けられない客観的な事由がある場合**には、療養の給付に代えて、**療養費**の支給を行うこととなります。

具体的に、療養の給付が行えない場合というのは、以下のような場合などです。

- ① 無医村などで病気になり、保険医療機関がない場合
- ② 入社したものの資格取得届の手続きが遅れ、健康保険証が手元にない場合
- ③ 輸血の場合の血液料金

#### (6) 移送費

被保険者等が転医するときなどに転医先まで歩くことが著しく困難な場合で、交通機関を利用したときに、保険者が算定した額の**移送費**が支給されます。

移送費は、実際にかかった費用の額を超えることはできません。

#### (7) 高額療養費

**高額療養費**は、被保険者または被扶養者が保険診療を受け、その際に支払った**一部負担金又は自己負担額が一定期間に一定額を超えたときに、その超えた分**が支給されます。

具体的には、その支払った同一月の医療費の自己負担額が70歳未満の者は表1、70歳以上75歳未満の者は表2の自己負担限度額を超えたときに、**申請**により支給されることとなります。

【表1：70歳未満の自己負担限度額】

被保険者の区分	自己負担限度額（高額療養費算定基準額）
上位所得者 （標準報酬月額53万円以上）	150,000 + (医療費 - 500,000円) × 1% 【83,400円】
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
低所得者 （市町村民税非課税世帯等）	35,400円 【24,600円】

【 】内は同一世帯で1年間で高額療養費の支給が3回以上となる場合の額



【表2：70歳以上75歳未満（高齢者）の自己負担限度額】

被保険者の区分		自己負担限度額（高額療養費算定基準額）	
		外来の場合 （個人ごと）	入院・外来 （世帯ごと）
一定以上所得者 （標準報酬月額28万円以上の被保険者）		44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 【44,400円】
一般		12,000円	44,400円
低所得者	市町村民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	市町村民税非課税の 一定基準所得に満たない場合		15,000円

【 】内は同一世帯で1年間で高額療養費の支給が3回以上となる場合の額

したがって、保険診療を受けずに自費診療をした場合は、いくら自己の負担額が増えても高額療養費の対象にはなりません。また、あくまで保険診療の際の一部負担金と自己負担額が対象ですから、入院時食事療養費や、入院時生活療養費を受けた際の標準負担額や入院時の差額ベッド代なども対象外です。

なお、一定の高額な治療を継続して行う必要のある疾病（血友病、人工透析を行う慢性腎不全など厚生労働大臣が定めたもの）は、同一月の自己負担額が10,000円を超えた場合、その超えた部分が高額療養費として支給されます。また、上位所得者（ただし、70歳に達する日の属する月の翌月以後に特定疾病による療養を受けた者等を除く）の場合は同一月の自己負担額が20,000円を超えた場合、その超えた部分が高額療養費として支給されます。

#### (8) 訪問看護療養費

難病や末期がん等在宅療養している者が、医師の指示により指定訪問看護事業者から看護師等による訪問看護を受けたときは、訪問看護療養費が支給されます。

#### (9) 傷病手当金

傷病手当金は、被保険者が傷病により労務に就くことができないため、報酬を受けることができない場合に、療養中の生活保障のために支給されます。

支給要件は、以下のようなものが挙げられます。

- ① 業務外の病気や怪我で療養中であること
- ② 仕事に就くことができないこと
- ③ 連続して3日間の待機期間があること
- ④ 賃金を受けないか、受けてもその金額が傷病手当金の金額より少ないこと

例えば、12月1日から7日まで傷病により欠勤し、10日から13日まで出勤したものの、再び傷病が悪化し、15日から24日まで欠勤した場合、1日から3日までの3日間が待機期間となり、その後欠勤した日に対して傷病手当金が支給されるため、4日から7日までの4日間と、15日から24日までの10日間を合わせた14日分の傷病手当金が支給されることになります。

支給期間は、支給を始めてから暦月で1年6ヶ月が限度とされ、その支給額は1日につき標準報酬日額（＝標準報酬月額÷30（10円未満四捨五入））の3分の2となっています。

支給期間中に資格喪失（例えば退職）したときでも、1年以上被保険者であれば支給期間満了まで受給できます。

#### 【傷病手当金と出産手当金および障害（厚生）年金との調整】

- ★ 病気・ケガと出産が重なって、傷病手当金と出産手当金の両方の支給要件をみたした場合は、出産手当金が優先し、出産手当金が支給されている間は傷病手当金は支給されません。  
ただし、出産手当金の支給期間内に傷病手当金が支給されてしまった場合には、出産手当金の内払いとされます。
- ★ また、傷病手当金は障害厚生年金（1～3級の場合）や障害手当金（3級より軽い場合）が支給されると打ち切られますが、支給額が傷病手当金の額より少ない場合には差額が支給されます。  
ただし、差額が支給されるのは傷病手当金の支給期間（1年6ヶ月）内に限られます。

#### (10) 家族療養費・家族移送費・家族訪問看護療養費

被保険者の被扶養者に生じた疾病、負傷に関しても被保険者と同様の形で、家族療養費・家族移送費・家族訪問看護療養費が支給されます。

例えば、家族療養費に関しては、原則として、療養に要する費用の額の100分の70が支給されることになります（3割が自己負担ということ）。

## 5-2-3 死亡、出産に関する保険給付

### (1) 埋葬料・埋葬に要した費用・家族埋葬料

#### ① 埋葬料・埋葬に要した費用・家族埋葬料

埋葬料は、被保険者が死亡した場合にその被保険者により生計を維持していた者で埋葬を行う者に対して支給されます。

埋葬料の額は、一律5万円です。

また、埋葬に要した費用は、被保険者が死亡したときに埋葬料の支給を受けることができる者がいない場合に、実際に埋葬を行った者に対して支給されます。例えば身よりのない従業員の葬儀を事業主が行った場合などが該当します。

埋葬に要した費用は、5万円の範囲内で、実際に埋葬にかかった費用が支給されます。

なお、被扶養者である家族が死亡した場合は、被保険者に対して家族埋葬料が支給されます（定額5万円）。

#### ② 資格喪失後の死亡に関する給付（埋葬料・埋葬に要した費用）

埋葬料・埋葬に要した費用は、被保険者が資格喪失後（退職後など）に死亡したときにも支給されます。

具体的には、以下の場合に支給されます（被保険者期間が継続して1年以上あることは要件ではありません）。

- ① 被保険者が資格喪失（退職）後3ヶ月以内に死亡したとき
- ② 被保険者が資格喪失（退職）後に傷病手当金・出産手当金の支給を受けている間に死亡したとき
- ③ ②が支給されなくなってから3ヶ月以内に死亡したとき

### (2) 出産育児一時金・出産手当金・家族出産育児一時金

#### ① 出産育児一時金

出産育児一時金は、被保険者が出産した場合に、その出産に要した費用として支給されます。支給額は、1児につき定額の35万円です。

なお、出産というのは、妊娠4ヶ月以上の出産（生産、死産、流産（人工流産も含む）、早産）に限られます。

また、被保険者の家族（被扶養者）が出産した場合も、家族出産育児一時金が支給されます。支給額は、出産育児一時金と同様、1児につき定額の35万円です。

#### ② 出産手当金

出産手当金は、被保険者が出産のため労務に就けなかった場合に支給されます。

支給期間は、出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産の日後56日までの間とされ、その支給額は1日につき標準報酬日額（＝標準報酬月額÷30（10円未満四捨五入））の3分の2となっています。

仮に出産予定日より遅れて出産した場合でも、出産の予定日以前42日から出産の日後56日まで支給されます。

この出産手当金は給料の支払いがない日に支給されるものですが、仮に給料が支払われたとしても、出産手当金の金額より少ないときには、その差額が支給されます。

支給期間中に資格喪失（例えば退職）したときでも、1年以上被保険者であれば、支給期間満了まで支給できます。

### ③ 資格喪失後の出産育児一時金の給付

出産育児一時金は、資格喪失後（退職後など）であっても、支給要件を満たしていれば、支給を受けられます。

支給要件は、資格喪失日の前日までの被保険者期間が継続して1年以上あること、資格喪失日後6ヶ月以内に出産することです。

※健康保険に関する記述は、平成18年10月末時点の情報を元に作成されております。

最新の情報は、

◆社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)

に掲載されている「社会保険制度（医療保険制度）」の項などでご確認ください。